

報道関係者 各位

令和6年11月13日発表

【照会先】

労働基準部 監督課

課長 野村 謙治

主任監察監督官 川崎 欣之

(代表) 092 (411) 4862 (内線 4311)

(直通) 092 (411) 4521

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導等の状況を公表します

福岡労働局は、このたび、管内の各労働基準監督署が、令和5年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。

【令和5年の監督指導の概要】

■ 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 424 事業場（実習実施者）のうち 301 事業場（71.0%）。

■ 主な違反事項

・ 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準	<u>95 件 (31.6%)</u>
・ 割増賃金の支払	<u>67 件 (22.3%)</u>
・ 労働時間	<u>66 件 (21.9%)</u>
・ 年次有給休暇	<u>55 件 (18.3%)</u>
・ 賃金の支払	<u>41 件 (13.6%)</u>
・ 健康診断結果についての医師等からの意見聴取	<u>41 件 (13.6%)</u>

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

福岡労働局及び管内の各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果（令和5年1月～令和5年12月）

【参考】外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内、労働条件相談ほっとラインの御案内

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果 (令和5年1月～令和5年12月)

別紙

1 監督指導状況

監督指導実施事業場数

424事業場

違反事業場数

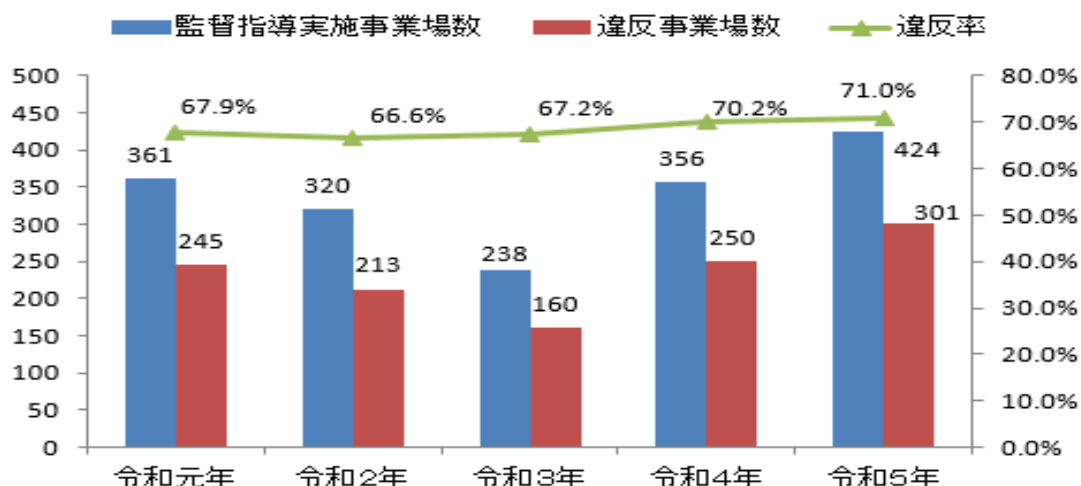
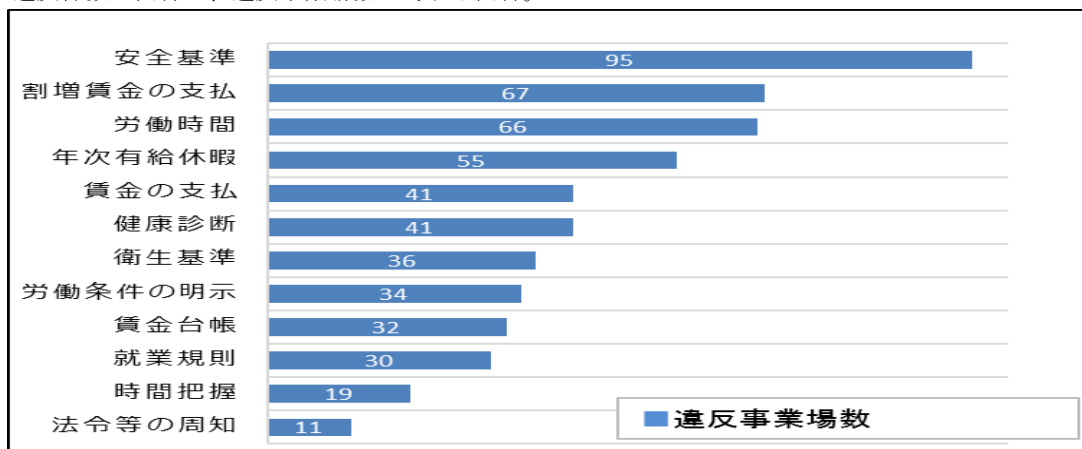
301事業場 (70.8%)

主な違反内容	違反件数(※1)
労働基準法 第15条(労働条件の明示)	34 (11.3%)
同法 第24条(賃金の支払)	41 (13.6%)
同法 第32・40条(労働時間)	66 (21.9%)
同法 第37条(割増賃金の支払)	67 (22.3%)
同法 第39条(年次有給休暇)	55 (18.3%)
同法 第89条(就業規則)	30 (10.0%)
同法 第108条(賃金台帳)	32 (10.6%)
労働安全衛生法 第20～25条(安全基準)	95 (31.6%)
同法 第20～25条(衛生基準)	36 (12.0%)
同法 第66条(健康診断)	41 (13.6%)
最低賃金法 第4条(※2)	4 (1.3%)

※1 1つの事業場で複数の違反が認められることがあるため、違反件数と違反事業場数は一致しない。

※2 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。

※3 違反件数の割合は、違反事業場数に対する割合。



監督事例 1

概要

外国人技能実習機構と合同で監督指導した事例

違反内容

マンション新築工事現場において、技能実習生が脚立から墜落したことにより右足首を骨折する労働災害が発生していたにもかかわらず、労働基準監督署長に対し災害にかかる報告書を提出していない疑いがある、との外国人技能実習機構からの情報を端緒として、外国人技能実習機構と合同監督を実施したところ労災隠しが認められたもの。

指導事項

- ✓ 労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出していなかった違反が認められ、司法処理に着手

指導後の会社の取組

- ✓ 労働者死傷病報告書の届出が適正に行われた。
- ✓ 労災保険の手続きが進められた。(被災した技能実習生は、労災保険の適用により、治療費等の支払いが受けられる状態となった。)

監督事例 2

概要

失踪した技能実習生の定期賃金不払に係る申告を契機として監督指導した事例

違反内容

技能実習生により定期賃金不払に係る申告があったため、失踪前において建設作業に従事していた事業場に監督指導を実施したところ、定期賃金2か月分が支払われていなかったもの。

指導事項

- ✓ 2か月分の定期賃金を支払っていなかったことについて是正勧告(労働基準法第24条第1項、最低賃金法第4条第1項違反)

指導後の会社の取組

- ✓ 技能実習生に対し、定期賃金合計約23万円の支払が行われ、解決した。

概要

技能実習生に係る労働災害発生を契機として監督指導した事例

違反内容

工場の設備工事を行っていた際、密閉状の仮設ブースを設け、内燃機関を有するコンクリートカッターで床面を切断する作業を行っていたところ、技能実習生1名を含む2名が一酸化炭素中毒となり、救急搬送されたもの。

被災した労働者が作業していた場所は、密閉された空間で、かつ自然換気が不十分な場所であつたにもかかわらず、当該内燃機関の排気ガス（一酸化炭素）による健康障害防止のために当該場所を換気するなどの必要な措置を講じていなかった。

指導事項

- ✓ 被災労働者が作業していた場所において、換気するなどの排気ガスによる健康障害防止の措置を講じることなく、内燃機関を有する機械（コンクリートカッター）を使用させていたため是正勧告（労働安全衛生法第22条、労働安全衛生規則第578条違反）
- ✓ リスクアセスメントを実施し、それに基づく作業標準の策定を行うように指導
- ✓ 策定した作業標準を労働者全員に周知教育を行うよう指導

指導後の会社の取組

- ✓ 原則、密閉された空間で、かつ自然換気が不十分な場所において、排気ガスを排出する内燃機関を持つ機械を使用しないよう作業標準にて徹底することとした。
- ✓ やむを得ず、内燃機関を持つ機械を使用して密閉した場所等で作業を行う際には、当該場所を換気するなどの健康障害防止の措置を講じたうえで行う作業標準とした。
- ✓ その他作業も含めて作業の危険性を危険予知し、リスクアセスメントを実施した。

2 福岡県内における技能実習生の労働災害発生状況

令和5年、福岡県内において技能実習生に係る休業4日以上¹の死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)は70人である。

国籍別では、ベトナム人38人(54.3%)、インドネシア13人(18.6%)、中国7人(10.0%)、ミャンマー人6人(8.6%)の順であった。

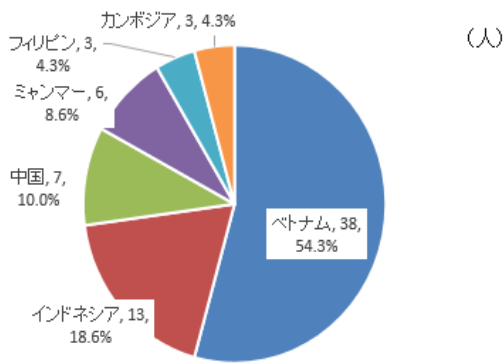
業種別では、製造業34人(48.6%)、建設業22人(31.4%)、事故の型別では、はさまれ、巻き込まれ13人(18.6%)、切れ、こすれ12人(17.1%)、飛来、落下12人(17.1%)の順であった。

国籍	人数
ベトナム	38
インドネシア	13
中国	7
ミャンマー	6
フィリピン	3
カンボジア	3
合計(人)	70

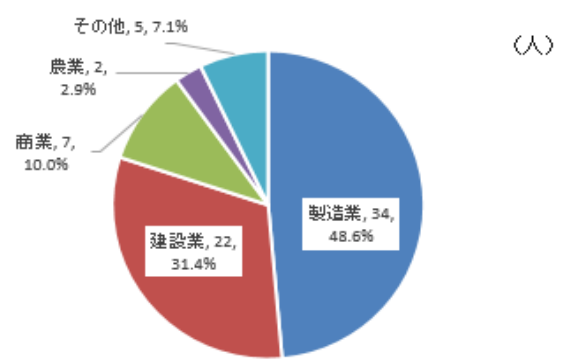
業種	人数
製造業	34
建設業	22
商業	7
農業	2
その他	5
合計(人)	70

事故の型	人数
はさまれ、巻き込まれ	13
切れ、こすれ	12
飛来、落下	12
墜落、転落	10
動作の反動、無理な動作	7
その他	16
合計(人)	70

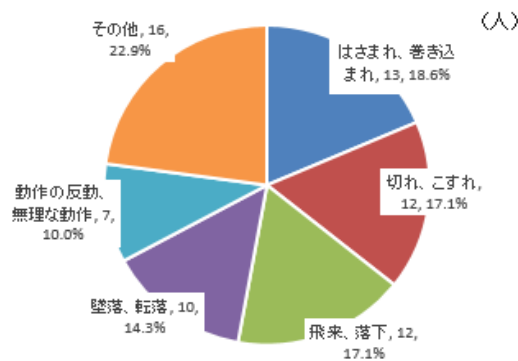
国籍別(コロナ感染症を除く)



業種別(コロナ感染症を除く)



事故の型別(コロナ感染症を除く)



3 福岡労働局と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、福岡労働局と外国人技能実習機構等との間で、その監督等の結果を相互に通報している(※1)。

令和5年、福岡労働局から外国人技能実習機構へ通報(※2)した件数は16件、外国人技能実習機構から福岡労働局へ通報(※3)された件数は57件である。

福岡労働局が、外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。

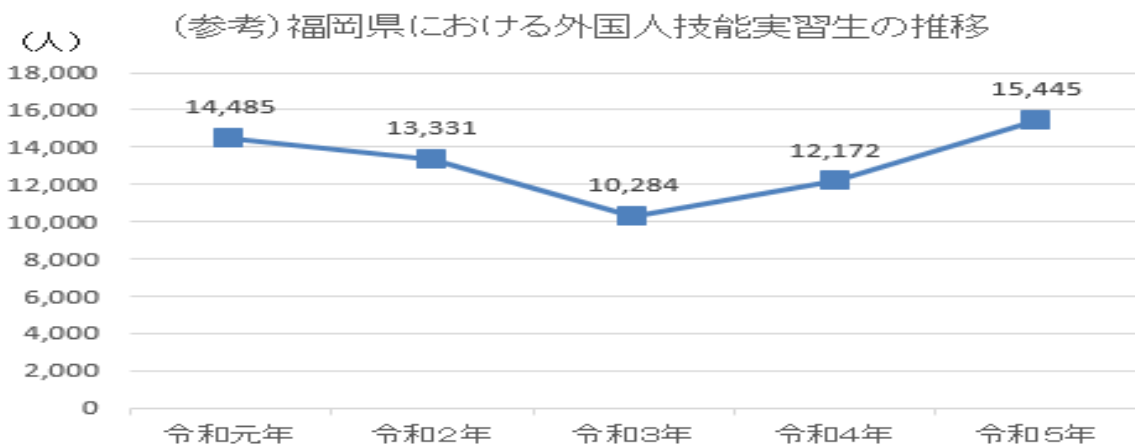
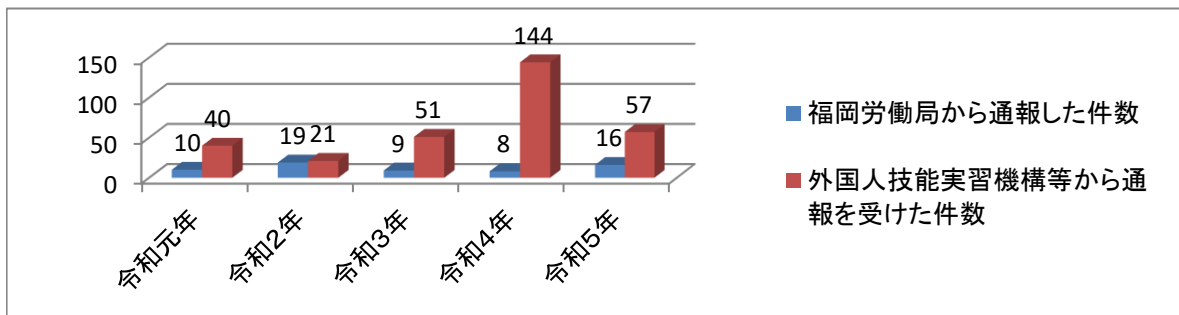
令和5年は、実習実施者3件に外国人技能実習機構との合同監督・調査を実施した。

※1 令和2年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和3年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

※2 福岡労働局から外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から福岡労働局へ通報する事案
外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福岡労働局から通報した件数	10	19	9	8	16
外国人技能実習機構等から通報を受けた件数	40	21	51	144	57



出典：法務省一在留外国人統計

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	金		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	木		0570-001-712
インドネシア語	火		0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日	○平日（月～金） 午後5時～午後10時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語	木、日		0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805